

令和6年度
宮崎県公立学校

養護教諭中堅教諭等資質向上研修の手引

宮崎県教育委員会

目 次

【公立小・中・義務教育学校】

I	宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修実施要項	1
II	中堅教諭等資質向上研修の基本構想	3
III	中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭の評価	6
IV	研修計画の作成	8
V	校外研修の進め方	9
VI	校内研修の進め方	13
VII	研修終了後の手続き	16
VIII	研修報告書等の提出	16

【県立学校】

I	宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修実施要項	17
II	中堅教諭等資質向上研修の基本構想	19
III	中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭の評価	22
IV	研修計画の作成	24
V	校外研修の進め方	25
VI	校内研修の進め方	29
VII	研修終了後の手続き	32
VIII	研修報告書等の提出	32

【共通】

IX	令和5年度以前に未受講のある養護教諭への対応	33
X	中堅教諭等資質向上研修の欠席（遅刻・早退）届及び変更届	34
	・中堅教諭等資質向上研修において整備・提出する関係書類一覧	35
	・中堅教諭等資質向上研修に係る様式集	36
	・（様式1）中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表	37
	・（様式2）中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭自己評価シート	38
	・（様式3）中堅教諭等資質向上研修計画書	39
	・（様式4）中堅教諭等資質向上研修 研修報告書	40
	・（様式5）令和6年度中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）依頼書	41
	・（様式6）令和6年度中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）計画書	42
	・（様式7）令和6年度中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）の実施について	43
	・（様式8）令和6年度中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）報告書	44
	・（様式9）令和6年度中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）趣意書	45
	・令和6年度中堅教諭等資質向上研修「社会体験研修（選択研修）」実施要項	46
	・様式第1号：令和6年度中堅教諭等資質向上研修受講の延期について（申請）	48
	・様式第2号：令和6年度中堅教諭等資質向上研修に係る選択研修の変更について（届）	49
	・様式第3号：令和6年度中堅教諭等資質向上研修の欠席について（届）	50

公立小・中・義務教育学校

I 令和6年度宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修実施要項 (公立小・中・義務教育学校)

1 目的

宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に準じ、個々の能力、適性に応じた研修を通して専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量を高めることを目的とする。

2 対象等

- (1) 養護教諭としての在職期間が8年から10年を経過した者（以下「対象養護教諭」という。）を対象に実施する。
- (2) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算は、次のとおりとする。
 - ア 「在職期間」とは、国立、公立又は私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - イ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - (ア) 国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - (イ) 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - (ウ) 地方公務員法の規定により配偶者同行をした期間
 - (エ) 国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
 - (オ) 私立の学校の養護教諭として在職した期間について、（ア）又は（ウ）の期間に準ずるものとして研修実施者が認める期間

3 研修内容

- (1) 主に県教育研修センターで実施する研修
 - ア 県教育研修センターで実施する研修は8日間行う。
 - イ 研修内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 教育の現状に関する研修
 - (イ) キャリアデザイン、学校組織マネジメントに関する研修
 - (ウ) 学校保健の課題への対応に関する研修
 - (エ) 対象養護教諭が設定した課題に沿って取り組む教育実践に関する研修
 - (オ) 対象養護教諭のニーズによる選択研修
- (2) 主に対象養護教諭の所属校で行う研修
 - ア 対象養護教諭の所属校で行う研修は校長の指導の下、おおむね5日間実施する。
 - イ 研修内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 学校保健活動等に係る研修
 - (イ) 対象養護教諭の教育実践の振り返りによる課題設定により行う探究的な実践に関する研修

※ 教育実践とは、学校における教育職員としての実践のことを示す。

4 評価及び研修計画書の作成

校長は、市町村教育委員会の指導及び助言を得て、対象養護教諭の評価表及び研修計画書を作成し、市町村教育委員会に提出する。

5 研修終了後の評価表及び研修報告書等の提出

- (1) 校長は、研修終了後、対象養護教諭についての評価表及び研修報告書並びに課題探究報告書を市町村教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、提出された評価表及び研修報告書を今後の指導や研修に活用する。

6 留意事項

- (1) 校長は、副校長や教頭を活用しながら、評価表及び研修計画書を作成することができる。その際、校長は教育事務所や市町村教育委員会の指導主事等の協力を得ることができる。
- (2) 校長は研修計画書の作成にあたって、対象養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させたり、対象養護教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。また、その際、対象養護教諭の研修等に関する記録を活用するものとする。

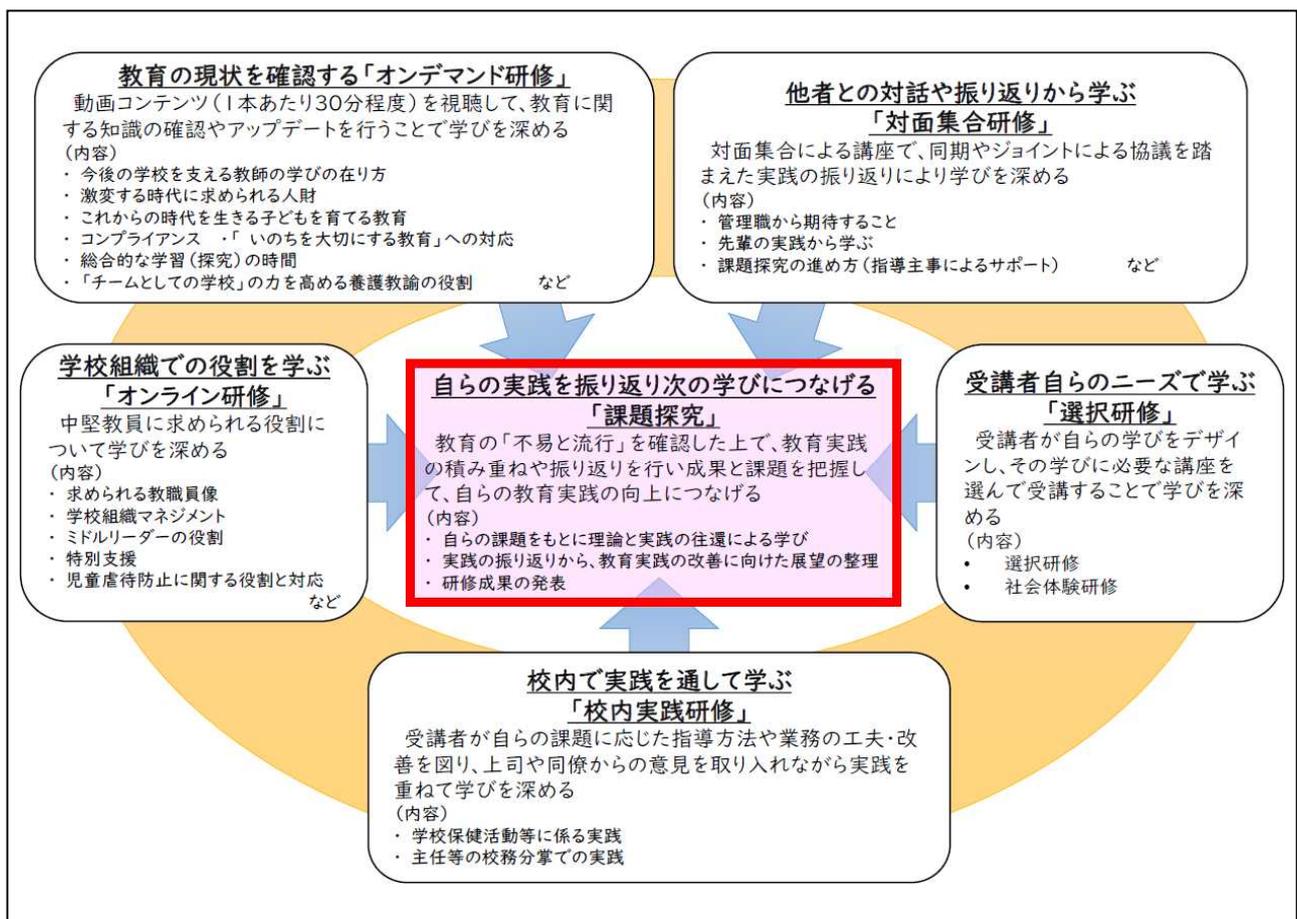
II 中堅教諭等資質向上研修の基本構想

I 中堅教諭等資質向上研修の全体構想

急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒にこれからの社会において求められる資質・能力を身に付けさせるため、実際に指導にあたる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされている。中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（答申）」では、「新たな教師の学びの姿」として、以下の4点が示されている。

- ・ 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ・ 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ・ 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- ・ 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

これらを踏まえて、これからの時代に求められる、教師自らが問いを立て、実践の積み重ねと振り返りを行い、次につなげていく探究的な学びの具現化を目指して、以下の図のように研修全体を構想している。



図：中堅教諭等資質向上研修の全体構想

2 研修の流れ

個々の能力や適性等に応じた研修を通して専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量を高めるという中堅教諭等資質向上研修のねらいを踏まえ、本県においては、次のように中堅教諭等資質向上研修を実施することとする。（次頁 基本構想図参照）

(1) 評価表及び研修計画の作成

年度当初に、対象養護教諭の在籍する学校の校長は、市町村教育委員会の指導及び助言を得て、対象養護教諭の専門性や教職員としての基本姿勢、学校経営や組織への参画・貢献についての評価を行い、個々の能力や適性に応じた研修計画を作成する。研修計画の作成にあたって、対象養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させたり、対象養護教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。その際に、対象養護教諭の研修等に関する記録を活用するものとする。また、研修計画の作成にあたっては、副校長や教頭を活用することができる。但し、評価表及び研修計画はあくまでも校長が作成するものとする。

次に、校長は対象養護教諭ごとの評価表及び研修計画を市町村教育委員会に提出する。

(2) 研修について

研修は、主に県教育研修センターで行う研修として8日、主に対象養護教諭の所属校で行う研修としておおむね5日実施する。

① 主に県教育研修センターで行う研修

主に県教育研修センター等においては、教育の現状等に関する講義、学校保健の課題への対応に関する研修や対象養護教諭のニーズで行う選択研修を行うものである。研修の内容に応じて、オンデマンド、オンライン、対面集合の研修形態により行う。

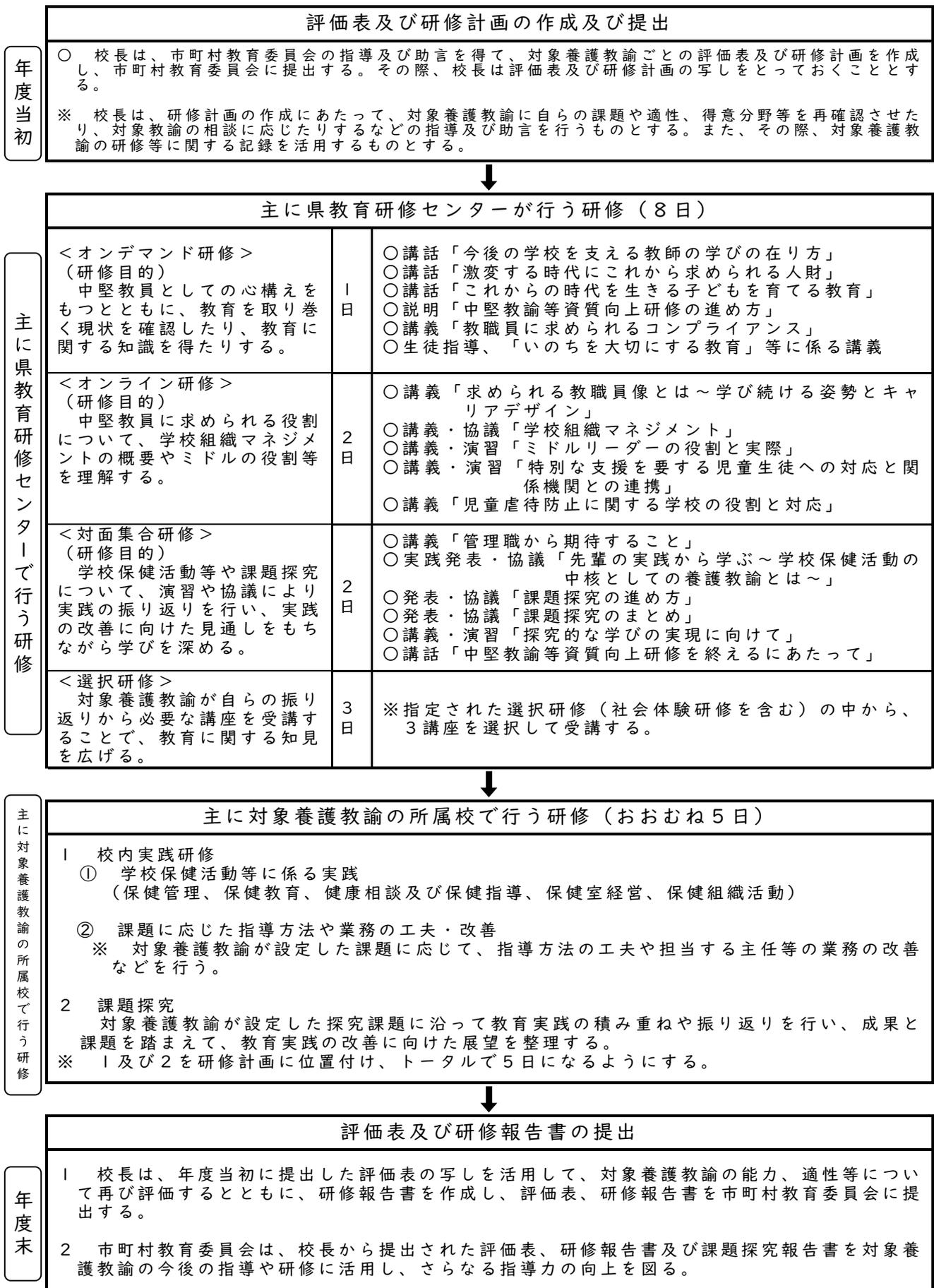
② 主に対象養護教諭の所属校で行う研修

校内研修は、学校保健活動等に係る研修、対象養護教諭自身の実践の振り返りを次の学びにつなげる「課題探究」を実施するものとする。

(3) 評価表及び研修報告書の提出

研修終了後、校長は、年度当初に市町村教育委員会に提出した評価表の写しを活用して、対象養護教諭の能力、適性等について再び評価するとともに、研修報告書を作成し、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、提出された評価表及び研修報告書を対象養護教諭の今後の指導や研修に生かし、さらなる指導力の向上を図るものとする。

3 公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修の基本構想図（小・中・義務教育学校）



Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭の評価

Ⅰ 評価基準及び評価方法

中堅教諭等資質向上研修は、養護教諭の専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量の向上を趣旨としており、宮崎県教員育成指標に基づき、教職員評価制度の「職務行動評価」の評価基準を参考としている。

また、対象養護教諭の過去の研修歴等についても勘案しながら、適切な研修を計画し実施することができるよう、「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表（様式Ⅰ）」を作成したところである。この評価表については、研修前の評価及び研修後の評価の際に活用することを想定している。

なお、評価表の記入にあたっての評価方法や記述の仕方等に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 校長が副校長や教頭を活用しながら対象教諭の評価を行い、校長自ら記入する。
- (2) 評価項目は、教職に必要な素養に関する項目、特別な配慮や支援を要する児童生徒への対応に関する項目、ICT や情報・教育データの利活用に関する項目、保健管理力、保健教育推進力の5つの項目にわたっている。
- (3) 評価は、それぞれ4段階で評価することとする。
 - a・・・このような行動を、頻繁に行っている（8割以上）
 - b・・・このような行動を、行っている（5～8割未満）（※標準）
 - c・・・このような行動を、時々行っている（2～5割未満）
 - d・・・このような行動を、ほとんど行っていない（2割未満）
- (4) それぞれの評価結果を総括し、項目ごとに総合評価を行う。その際の評価は、次の5段階で評価する。
 - S・・・同僚職員の模範となるような極めて優秀なレベルで発揮している
 - A・・・優秀なレベルで発揮している
 - B・・・おおむね満足のいくレベルで発揮している（※標準）
 - C・・・やや努力を要するレベルである
 - D・・・努力を要するレベルである
- (5) 過去の研修歴の欄は、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修への参加や研修教育誌への論文発表等、顕著なものがあれば記入する。県教育研修センター等での職能研修や経験者研修等の悉皆研修、研究公開等の参加については記入しない。
- (6) 校長所見については、対象養護教諭の優れた指導力を有する分野、研修によって改善すべき点や改善された点等を記入する。
- (7) 校長が記入した評価表については、研修計画とともに、16ページの順で市町村教育委員会に提出する。

2 対象養護教諭による自己評価

対象養護教諭は、自らの教育実践を振り返るとともに、中堅教諭等資質向上研修の全体をとおして取り組む課題を設定するために、自己評価を行うものとする。

自己評価表の記入にあたっての留意事項は次のとおりである。

- (1) 対象養護教諭が「自己評価シート」（様式2）のデータを用いて、自ら記入することとする。
- (2) 評価項目は、教職に必要な素養に関する項目、特別な配慮や支援を要する児童生徒への対応に関する項目、ICT や情報・教育データの利活用に関する項目、保健管理力、保健教育推進力の5つの項目にわたっている。

(3) 以下の流れで自己評価を行う。

- ① まず、対象養護教諭は、オンデマンド研修 I 期のコンテンツ動画を視聴する。
- ② オンデマンド研修 I 期の視聴後、対象養護教諭は様式2のデータにある「自己評価入力シート」を開き、宮崎県教員育成指標の資質能力別に自己評価を行う。なお、対象養護教諭のステージを踏まえ、【セカンドステージ】（6～10年）の記述文により評価を行うものとする。「自己評価入力シート」の「自己評価」の欄には、「5（できている）」から「1（できていない）」を基準として、すべての資質能力についてプルダウンリストから選択して入力する。
- ③ 「自己評価シート（印刷用）」を開くと、入力した自己評価が数値化され表及びレーダーチャートに自動的に表示される。これらの数値等を参考にして、「1 自己評価による自己の教育実践の振り返り」「2 中堅教諭等資質向上研修を通して高めたい資質能力」「3 中堅教諭等資質向上研修を通して取り組む探究課題」を記入する。それぞれの留意点は以下のとおりである。

○「1 自己評価による自己の教育実践の振り返り」

自己評価シートに表示された資質能力別の数値を参考に、対象養護教諭が自らの教育実践を振り返り、その概要を記入する。例えば、高い数値が表示されている資質能力について、その理由や教育実践で自信をもっていること、低い数値が表示されている場合は自身が課題として感じていることなどを記入する。

○「2 中堅教諭等資質向上研修を通して高めたい資質能力」

対象者による教育実践の振り返りを踏まえて、研修を通して高めたい資質能力を記入する。高める資質能力については、自己評価が低い項目について、研修による学びにより高めるという視点だけではなく、自己評価の高い項目についてさらに高めるという視点も考慮する。

○「3 中堅教諭等資質向上研修を通して取り組む探究課題」

対象者が高めたいと考える資質能力について、日々の教育実践での取り組むべき内容を明確にする。その際、学校保健活動等や校務分掌等での業務など、資質能力を高めるために必要と考えられる内容とする。例えば、保健管理に関する項目が課題であるならば「児童生徒の心身の安全を守る傷病発生時の適確な処置の在り方」と設定したり、教職に必要な素養に関する項目をさらに高めるために「学校組織マネジメントの視点を生かした学校全体の危機管理力を高める校内研修の在り方」と設定したりすることが考えられる。なお、この探究課題は自己評価の時点で確定となるものではなく、研修での学びを進める中で一部が修正されたり変更されたりすることも考えられる。

IV 研修計画の作成

1 研修計画作成の基本的な考え方

校長は、対象養護教諭の宮崎県教員育成指標に沿って評価を行い、対象養護教諭ごとに研修計画を作成するものとする。

研修計画の作成にあたっては、対象養護教諭自身に自らの課題や適性等を再確認させて研修への主体的参加を促すとともに、対象教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。その際に、市町村教育委員会の指導及び助言を得て研修計画を作成した後、市町村教育委員会に提出する。

2 研修計画作成の流れ

- (1) 校長は、市町村教育委員会の指導及び助言を得て評価表により対象養護教諭の研修前評価を行う。
- (2) 対象養護教諭は、オンデマンド研修Ⅰ期のコンテンツ動画を視聴した上で自己評価を行い、自己評価シートを作成する。
- (3) 校長は、対象養護教諭の相談を受けたり指導及び助言を行ったりしながら、評価表や対象養護教諭の自己評価シートを活用して、研修計画を作成する。その際、市町村教育委員会の指導及び助言を得るものとする。
- (4) 研修計画を作成後、様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」を市町村教育委員会に提出する。

3 研修計画作成上の留意事項

- (1) 校長は、対象養護教諭の能力や適性に応じた研修計画を作成する。その際、対象養護教諭の自己評価シート等も活用しながら、対象養護教諭の意向を踏まえること。
- (2) 計画書の入力の際には、以下のことに留意する。
 - ・ <課題探究>については、対象養護教諭の意向を踏まえて設定された探究課題を記入すること。また、実践の構想は作成時点での概要を記入すること。なお、探究課題は、研修を進める中で修正や変更があることも想定される。
 - ・ 「1 オンデマンド研修」のⅠ期分は視聴期日を記入すること（例：○月○日）。Ⅱ期分は視聴予定期日を入力すること。また、「選択」の欄は、対象者の能力や適性を踏まえて視聴するコンテンツ動画を選び、プルダウンリストから選択すること。
 - ・ 「3 対面集合研修」の欄には、通知で示された期日を入力すること。
 - ・ 「4 選択研修」の欄には、対象者の能力や適性を踏まえて受講する研修を選び、プルダウンリストから選択すること。
- (3) 令和5年度以前の研修に未受講のある場合は、別に示すとおりに受講する。その際は、研修計画書の該当する「過年度未受講」の欄に○を記入し、必要事項を入力すること。

V 校外研修の進め方

中堅教諭等資質向上研修を対象養護教諭一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなどニーズに応じたものとするために、各々の実情に応じて、具体的な研修の内容、方法、実施期間及び場所等に関し、様々な創意工夫を凝らすことが大切である。

このことを踏まえ、主に県教育研修センターで行う研修は以下のとおり実施とする。

- 1 主に県教育研修センターで行う研修を8日実施する。

オンデマンド研修	オンライン研修	対面集合研修	選択研修
1日 (Ⅰ期、Ⅱ期をあわせて)	2日	2日	3日 (3講座)

- 2 研修場所としては、県教育研修センターを中心に実施する。
- 3 県教育研修センターにおいて実施する研修には、研修の一部を校内で実施するものもある。
- 4 オンデマンド研修では、中堅教諭等資質向上研修を実施するにあたり、学校教育を取り巻く課題について対象養護教諭の理解を深めるとともに、中堅教諭等資質向上研修のオリエンテーションとして、全員が共通して受講する「Ⅰ期」と、教育の現状や現代的健康課題を確認すること等を目的とした講義と民間企業の講話から学ぶ「Ⅱ期」に分けて実施する。
- 5 オンライン研修では、主に学校組織マネジメントの講義等を行う。
- 6 県教育研修センターで行う対面集合研修を2日実施する。そのうち1日は課題探究の進め方に関する協議等及び学校保健の中核としての養護教諭の役割に関する講義、協議等を行う。また、1日を研修のまとめとして位置づけ、課題探究のまとめの発表や、探究的な学びについての講義を行う。
- 7 選択研修では、別に示す講座（社会体験研修を含む）から3講座を選択して受講する。なお、社会体験研修を受講する場合は2日で2講座として実施する。社会体験研修に係る手続き等については、11ページから12ページを参照すること。

8 選択研修

(1) 受講可能な講座について

選択研修については、以下に示すものの中から3講座を選び受講する。(研修名の番号は、令和6年4月1日付け5-0201-1392「令和6年度 選択研修等受講希望者名簿の作成及び提出について(依頼)」による。ただし、社会体験研修を除く。)

① 県教育研修センターが行う選択研修

- 3 コミュニティ・スクールのさらなる充実のために(6月7日)
- 4 学校全体で取り組む“働き方改革”(7月4日)
- 6 保護者とのよりよい関係づくり(若手教員向け)(10月8日)
- 28 学級づくり2 ～学級経営が上手くいかなる前に～(未定)
- 29 学校に行きづらさを感じている子どもたちへの支援(7月23日)
- 30 児童生徒の発達を支持する生徒指導～学校での実践事例、運用について～(9月19日)
- 32 多様な子供たちの学びを支える授業のユニバーサルデザイン(6月27日)
- 36 子供の特性に応じたICT機器の活用～理論と特別支援学校・小学校の実践から学ぶ～(10月30日)
- 49 判断力・実践力を高めるフィジカルアセスメント(7月9日)
- 50 健康相談及び保健指導(12月12日)

② 日数の特例とする選択研修

社会体験研修

以下の研修は2日間を受講して2講座として計上する。

SI 社会体験研修(所属校にて計画)(※「(2)留意事項」を参照)

(2) 留意事項

- ・ 「社会体験研修」を受講する場合は、2日連続で行う。なお、様式集に示す実施要項に基づき、依頼等の手続きを行うこと。
- ・ 受講する講座については、様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」の「4 選択研修」の項目でプルダウンリストから選んで入力するとともに、別途、令和6年4月1日付け5-0201-1392「令和6年度 選択研修等受講希望者名簿の作成及び提出について(依頼)」により回答すること。
- ・ 様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」の提出以降に受講する講座の変更を希望する場合は、あらかじめ県教育研修センターに連絡をした上で、様式第2号により変更を届け出ること。

(3) 社会体験研修を選択する場合は、以下の要領で進めること

社会体験研修（選択研修）は、企業等での体験研修を行い、民間企業等の経営努力や勤務状況を直接体験することにより視野を広め、学校教育を客観的・多面的に見直すとともに、教職員としての資質の向上を図るために実施するものである。

① 社会体験研修（選択研修）の流れは、次のとおりである。

順	校長が行う研修の取組事項	時期の目安
研修前	1 対象者の評価（研修前）・自己評価を行った上で研修計画を作成する。その際、選択研修として社会体験研修を選択した場合には、研修先を選び受入について内諾をとる。 ※ 各種事情により、やむを得ず中止や期間を延期する場合、内容を変更して実施する場合があることを説明しておくこと。	4～5月
	2 研修先に趣意書（様式9）、依頼書（様式5）、実施要項を渡し、研修の趣旨や研修内容に対する要望等を説明する。 ----- 研修先と研修内容や日程について打合せを行い、研修計画書（様式6）を作成する。	6月6日（木）まで
	3 研修計画書（様式6）を研修先並びに市町村教育委員会に提出する。	提出締切日 6月6日（木）
研修中	4 対象者の社会体験研修（選択研修）の実施 研修中に研修先を訪問し、受講者の研修状況を視察する。	7月～12月のうち <u>連続した2日間</u>
研修後	5 対象者の研修報告書（様式8）の提出を受けて、実施報告書（様式7）を作成し、市町村教育委員会に提出する。	提出締切日 研修終了後1か月以内 最終1月23日（木）まで

※ 社会体験研修（選択研修）については、第1回オンデマンド研修で説明する。
また、各様式は、宮崎県教育研修センターホームページよりダウンロードできる。

② 社会体験研修（選択研修）の関係文書の提出期日及び部数は次のとおりである。

提出順序	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">校長</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">研修先</div> </div>
項目	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 社会体験研修 依頼書（様式5） 計画書（様式6） 趣意書（様式9） 実施要項 </div> <div style="text-align: center;"> 6月6日（木） 各1部 </div> </div>

学校種	市町村立学校			県立学校等		
	提出順序			提出順序		
項目	校長	① → 市町村 教育長	② → 教育事 務所長	③ → 県教育研修 センター 所長	校長	① → 教育研修 センター 所長
社会体験研修計画書 (様式6)	① 6月6日(木) 3部	② 6月13日(木) 2部	③ 6月20日(木) 1部	① 6月6日(木) 1部		
社会体験研修実施報告書 (様式7) 研修報告書 (様式8)	① 研修終了後1か月以内 最終締切日 1月23日(木) 3部	② 最終締切日 1月30日(木) 2部	③ 最終締切日 2月6日(木) 1部	① 研修終了後1か月以内 最終締切日 1月23日(木) 1部		

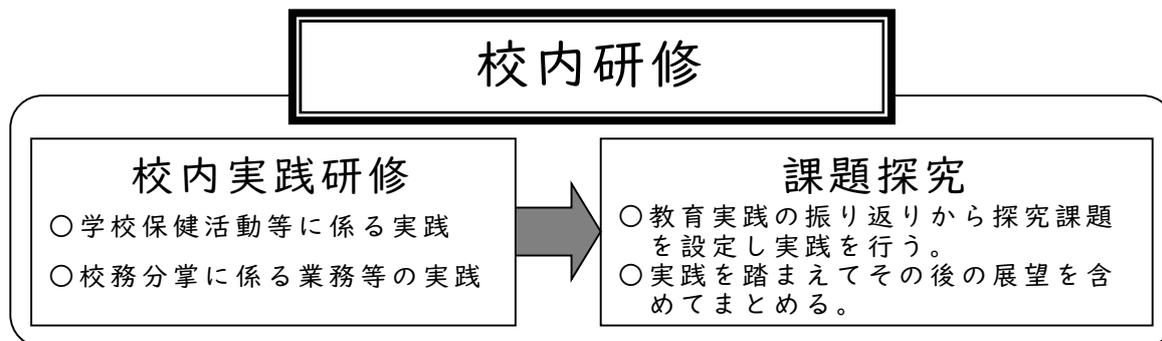
③ 研修先への依頼事項については次のとおりである。

ア	研修の始め(開講)には、受講者の自己紹介や挨拶を行う。
※	各種事情により、やむを得ず中止や期間を延期する場合、内容を変更して実施する場合があることを説明しておくこと。
イ	企業の人材育成や経営ビジョン、経営努力に関わる話を聞く時間を設定する。
ウ	1日目には研修先の事業に関するオリエンテーションを実施する。(その後は研修先の計画に一任する。)
エ	昼食・休憩は、それぞれの事業所で適宜変更して構わない。ただし、労働基準法上、45分の休憩は必ず設定する。
オ	1日の研修時間は、7時間45分を超えないように調整して依頼する。
カ	研修中に、事故等の緊急事態が生じた場合は、速やかに所属校長に連絡いただくよう依頼する。
キ	研修の終了時(閉講)には、受講者が感想やお礼を述べる時間を設定する。

VI 主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）の進め方

基本的には、課業期間等に、各学校において校長の指導の下、学校保健活動等や探究課題に関する実践などの校内実践及び課題探究を研修として実施するものである。

- 1 主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）をおおむね5日実施する。
主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）の内容のイメージ図を以下に示す。



- 2 研修内容は、次のとおりとする。

(1) 校内実践研修

① 探究課題が学校保健活動等に係る実践の場合

学校保健活動等に係る実践とは以下のものをいう。

- 保健管理（救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生）
- 保健教育（各教科等における指導への参画）
- 健康相談及び保健指導（心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談、健康相談等を踏まえた保健指導）
- 保健室経営
- 保健組織活動

この中で、例えば、保健教育の指導方法に関する内容を探究課題とした場合は、チーム・ティーチングの在り方を工夫した集団指導やICT機器の活用を工夫した個別指導等の実践が挙げられる。

その際、指導の実際を記録したりICT機器の活用場面の工夫による児童生徒の保健行動変容を把握したりすることが想定される。さらに、事前と事後のアンケート調査や数値的なデータにより実践を振り返り、成果と課題を確認した上で、よりよい保健教育の在り方についての展望を検討しながら、探究的に学びを進めることが考えられる。

② 探究課題が校務分掌に係る業務等の実践の場合

保健主事や給食主任等が挙げられるが、それらの業務を通して、例えば、保健教育の指導方法に関する内容を探究課題とした場合は、担当する校内研修の工夫により、校内での教師の学びの活性化を促す取組が考えられる。その際、心身の健康の保持増進に関する学校全体の取組の活性化を目指して行われる校内実践等を映像に記録してコンテンツ化したり、ICTを活用して校内研修会の効率化を図ったりする取組等が想定される。実践後は、取り組んだ内容の経緯を整理した

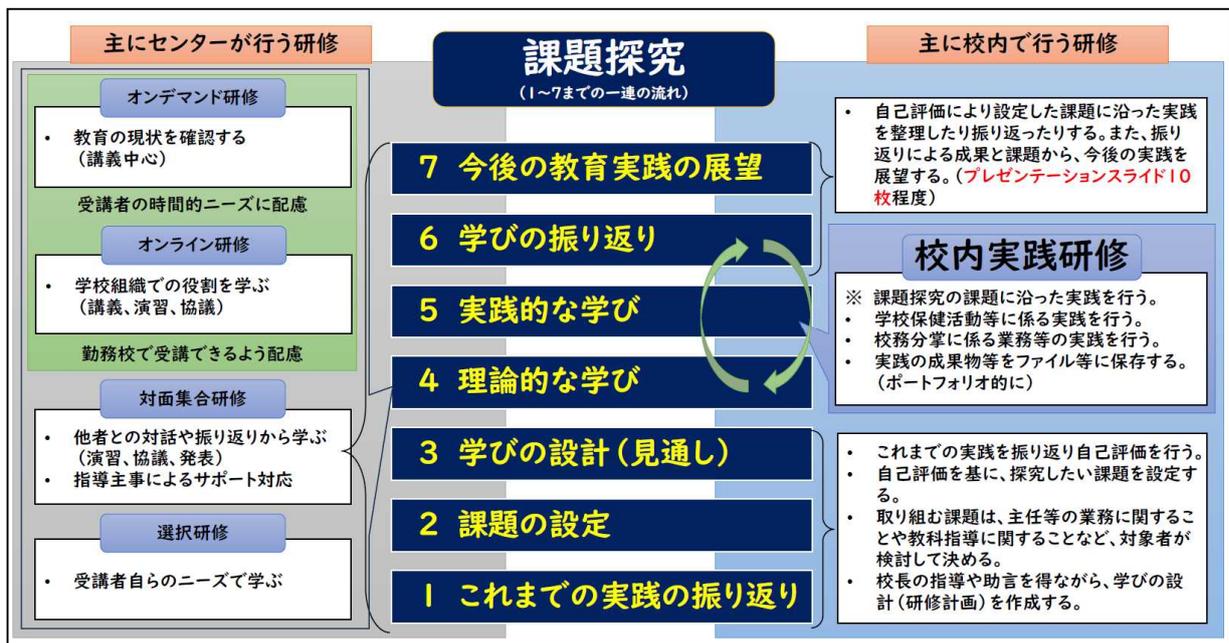
り、校内の教師を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行ったりしながら実践を振り返ることで成果と課題を確認し、よりよい校内組織の在り方についての展望を検討しつつ、探究的に学びを進めることが考えられる。

(2) 課題探究

課題探究は、対象養護教諭が教育の「不易と流行」を確認した上で、教育実践の積み重ねや振り返りを行ったりしてその成果と課題を把握して、教育実践の改善や向上のために必要な内容などの展望を整理することを目的として行うものである。

① 課題探究のイメージ

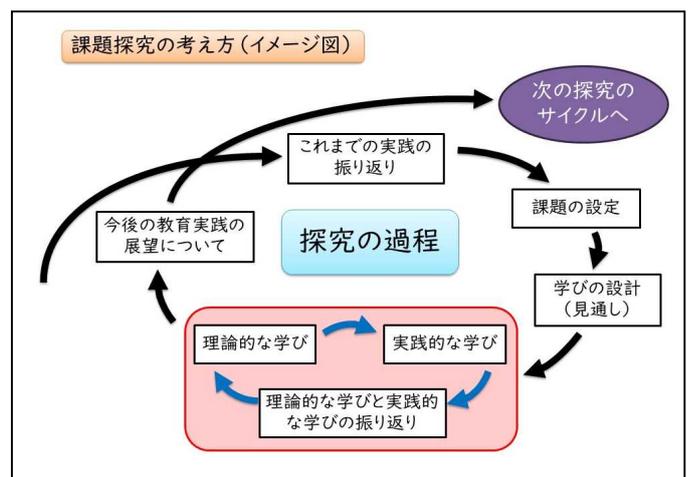
課題探究は、対象養護教諭が県教育研修センターで学んだ内容を校内実践で生かしたり、実践の内容を振り返って教育実践の改善を行ったりしながら行う。課題探究のイメージ図は以下のとおりである。



② 課題探究の進め方

課題探究は教師が日々行っている教育活動の中での教師の学びを「探究の過程」として整理し、その過程を研修に位置づけている。別の項で説明している主に県教育研修センターが行う研修と主に校内で行う研修を関連させて行うものである。

本研修では、教師の学びにおける探究の過程を図のようにイメージしている。課題探究では、このイメージを踏まえて以下のように進めることとする。なお、この進め方は、中堅教諭等資質向上研修全体の進め方にも大きく関わるものである。



ア これまでの実践の振り返り

- ・ はじめに、オンデマンド研修(I期)の研修動画を視聴する。
- ・ 視聴した研修動画の内容を踏まえて、宮崎県教員育成指標の項目に沿って自己評価を行う。

- ・ 自己評価シートに表示される数値やチャートをもとに、これまでの実践を振り返り、対象養護教諭自身で自らの強みや弱みを確認する。

イ 課題の設定

- ・ 自己評価シートの内容を踏まえて、中堅教諭等資質向上研修で行う探究課題を設定する。
- ※ 探究課題を設定する際は次のことに留意する。
 - ・ 学校保健活動等や主任等の分掌業務等など、自らの振り返りを参考に、教育実践力の向上を目指して取り組みたい課題として設定する。
 - ・ 設定に当たっては、自分に足りないと考えていることに応じた課題やより高みを目指して取り組みたい課題など、受講者の実態に応じたものとする。

ウ 学びの設計（見通し）

- ・ 設定した課題に応じて、校長や市町村教育委員会の指導や助言を得て研修計画を設計する。
- ※ オンデマンド研修、選択研修の内容の選定を対象養護教諭の課題に応じて行う。
- ※ 研修計画は、探究的な学びを進める中で変更や修正することも考えられる。

エ 理論的な学び

- ・ オンデマンド研修、オンライン研修、対面集合研修、選択研修で、教育に関する知識を新たに得たり、アップデートしたりする。
- ※ 受講者自身による学び（SD）の視点も考慮する。

オ 実践的な学び

- ・ 学んだ内容を取り入れて実践に取り組む。
- ※ 理論と実践が往還するように学びを進める。

カ 学びの振り返り

- ・ 探究課題に沿って、理論的な学びと実践的な学びを振り返る。
- ※ 振り返りの視点
 - 1 理論的な学びからどのような知見を得たのか
 - 2 理論的な学びをどのように実践に生かそうとしたのか
 - 3 実践的な学びからどのような成果や課題が得られたのか
 - 4 探究課題の実現がなされたのか

キ 今後の教育実践の展望

- ・ 理論的な学びと実践的な学びの振り返りから得られた知見をもとに、今後の社会の変化を踏まえて、自らが理想とする教育の実現に向けて、その内容や方法等を提案する。

③ 課題探究のまとめ

課題探究のまとめとして、以下の項目でプレゼンテーションスライド10枚程度にまとめ、発表を行う。なお、プレゼンテーションスライドをもって課題探究報告書として県教育研修センターに提出する。

（課題探究のまとめの項目例）

- ① これまでの実践の振り返りと課題の設定について
- ② 課題探究の計画とその実際
- ③ 理論的な学びで得られたこと
- ④ 理論的な学びを踏まえた実践計画
- ⑤ 実践的な学びの詳細
- ⑥ 実践から得られた成果や課題
- ⑦ 探究課題を踏まえた学びの振り返り
- ⑧ 今後の教育実践の展望

VII 研修終了後の手続き

研修終了後、対象養護教諭の能力、適性等について再び評価を行うこととする。また、研修報告書を作成し、評価表及び課題探究報告書とともに市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、これらを対象養護教諭の今後の指導や研修に活用し、更なる指導力の向上を図る。

VIII 研修報告書等の提出

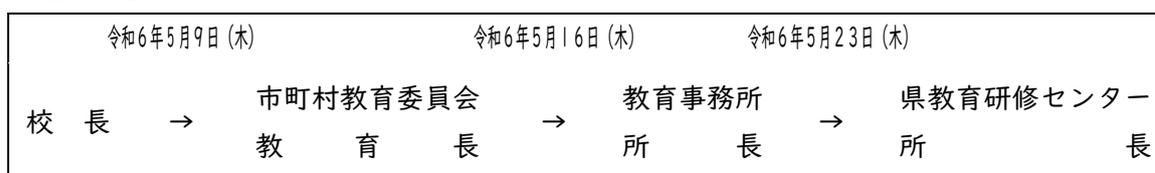
研修報告書等の提出については、以下の流れで行う。

<年度当初>

○ 提出書類

- ・ 様式1「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表」(研修前評価が記入済みのもの)
- ・ 様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」

○ 提出の流れ

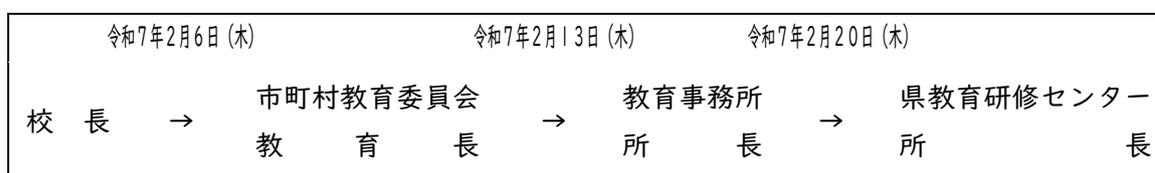


<年度末>

○ 提出書類

- ・ 様式1「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表」(研修前評価と研修後評価が記入済みのもの)
- ・ 様式4「中堅教諭等資質向上研修報告書」
- ・ 課題探究報告書(プレゼンテーションスライド10枚程度)

○ 提出の流れ



県立学校

I 令和6年度宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修実施要項（県立学校）

1 目的

宮崎県公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に準じ、個々の能力、適性に応じた研修を通して専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量を高めることを目的とする。

2 対象等

- (1) 養護教諭としての在職期間が8年から10年を経過した者（以下「対象養護教諭」という。）を対象に実施する。
- (2) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算は、次のとおりとする。
 - ア 「在職期間」とは、国立、公立又は私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - イ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - (ア) 国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - (イ) 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - (ウ) 地方公務員法の規定により配偶者同行をした期間
 - (エ) 国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
 - (オ) 私立の学校の養護教諭として在職した期間について、（ア）又は（ウ）の期間に準ずるものとして研修実施者が認める期間

3 研修内容

- (1) 主に教育研修センターで実施する研修
 - ア 教育研修センターで実施する研修は8日間行う。
 - イ 研修内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 教育の現状に関する研修
 - (イ) キャリアデザイン、学校組織マネジメントに関する研修
 - (ウ) 学校保健の課題への対応に関する研修
 - (エ) 対象養護教諭が設定した課題に沿って取り組む教育実践に関する研修
 - (オ) 対象養護教諭のニーズによる選択研修
- (2) 主に対象養護教諭の所属校で行う研修
 - ア 対象養護教諭の所属校で行う研修は校長の指導の下、おおむね5日間実施する。
 - イ 研修内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 学校保健活動等に係る研修
 - (イ) 対象養護教諭の教育実践の振り返りによる課題設定により行う探究的な実践に関する研修

※ 教育実践とは、学校における教育職員としての実践のことを示す。

4 評価及び研修計画書の作成

校長は、県教育委員会が作成した評価基準に基づいて、対象養護教諭の評価表及び研修計画書を作成し、県教育委員会に提出する。

5 研修終了後の評価表及び研修報告書等の提出

- (1) 校長は、研修終了後、対象養護教諭についての評価表及び研修報告書並びに課題探究報告書を県教育委員会に提出する。
- (2) 県教育委員会は、提出された評価表及び研修報告書を今後の指導や研修に活用する。

6 留意事項

- (1) 校長は、副校長や教頭を活用しながら、評価表及び研修計画書を作成することができる。
- (2) 校長は、研修計画書の作成にあたって、対象養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させたり、対象養護教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。また、その際、対象養護教諭の研修等に関する記録を活用するものとする。

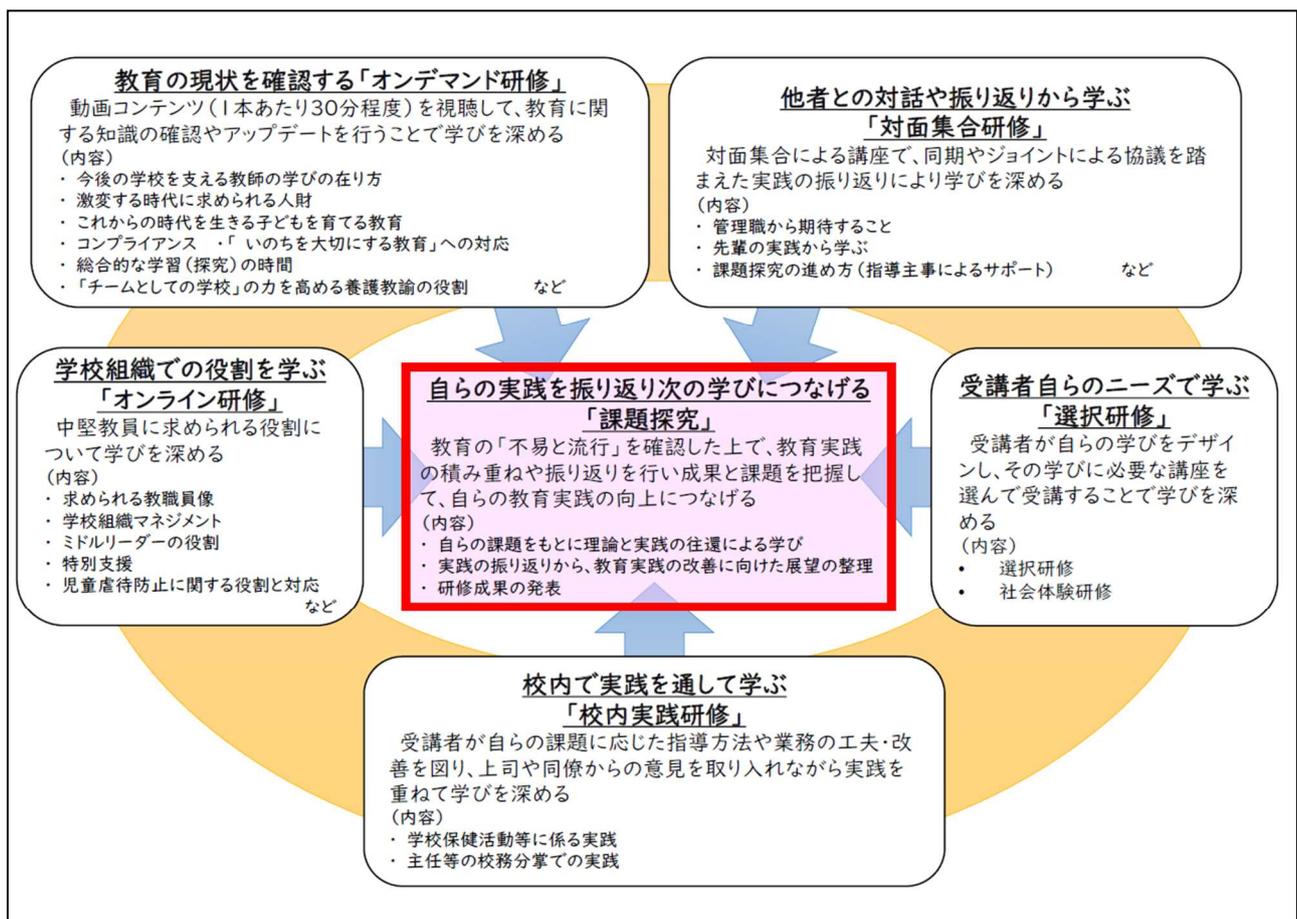
II 中堅教諭等資質向上研修の基本構想

I 中堅教諭等資質向上研修の全体構想

急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒にこれからの社会において求められる資質・能力を身に付けさせるため、実際に指導にあたる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされている。中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（答申）」では、「新たな教師の学びの姿」として、以下の4点が示されている。

- ・ 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ・ 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ・ 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- ・ 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

これらを踏まえて、これからの時代に求められる、教師自らが問いを立て、実践の積み重ねと振り返りを行い、次につなげていく探究的な学びの具現化を目指して、以下の図のように研修全体を構想している。



図：中堅教諭等資質向上研修の全体構想

2 研修の流れ

個々の能力や適性等に応じた研修を通して専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量を高めるという中堅教諭等資質向上研修のねらいを踏まえ、本県においては、次のように中堅教諭等資質向上研修を実施することとする。（次頁 基本構想図参照）

(1) 評価表及び研修計画の作成

年度当初に、対象養護教諭の在籍する学校の校長は、県教育委員会が作成した評価基準に基づいて、対象養護教諭の専門性や教職員としての基本姿勢、学校経営や組織への参画・貢献についての評価を行い、個々の能力や適性に応じた研修計画を作成する。研修計画の作成にあたって、対象養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させたり、対象養護教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。その際に、対象養護教諭の研修等に関する記録を活用するものとする。また、研修計画の作成にあたっては、副校長や教頭を活用することができる。但し、評価表及び研修計画はあくまでも校長が作成するものとする。

次に、校長は対象養護教諭ごとの評価表及び研修計画を県教育委員会に提出する。

(2) 研修について

研修は、主に教育研修センターで行う研修として8日、主に対象養護教諭の所属校で行う研修としておおむね5日実施する。

① 主に教育研修センターで行う研修

主に教育研修センター等においては、教育の現状等に関する講義、学校保健の課題への対応に関する研修や対象養護教諭のニーズで行う選択研修を行うものである。研修の内容に応じて、オンデマンド、オンライン、対面集合の研修形態により行う。

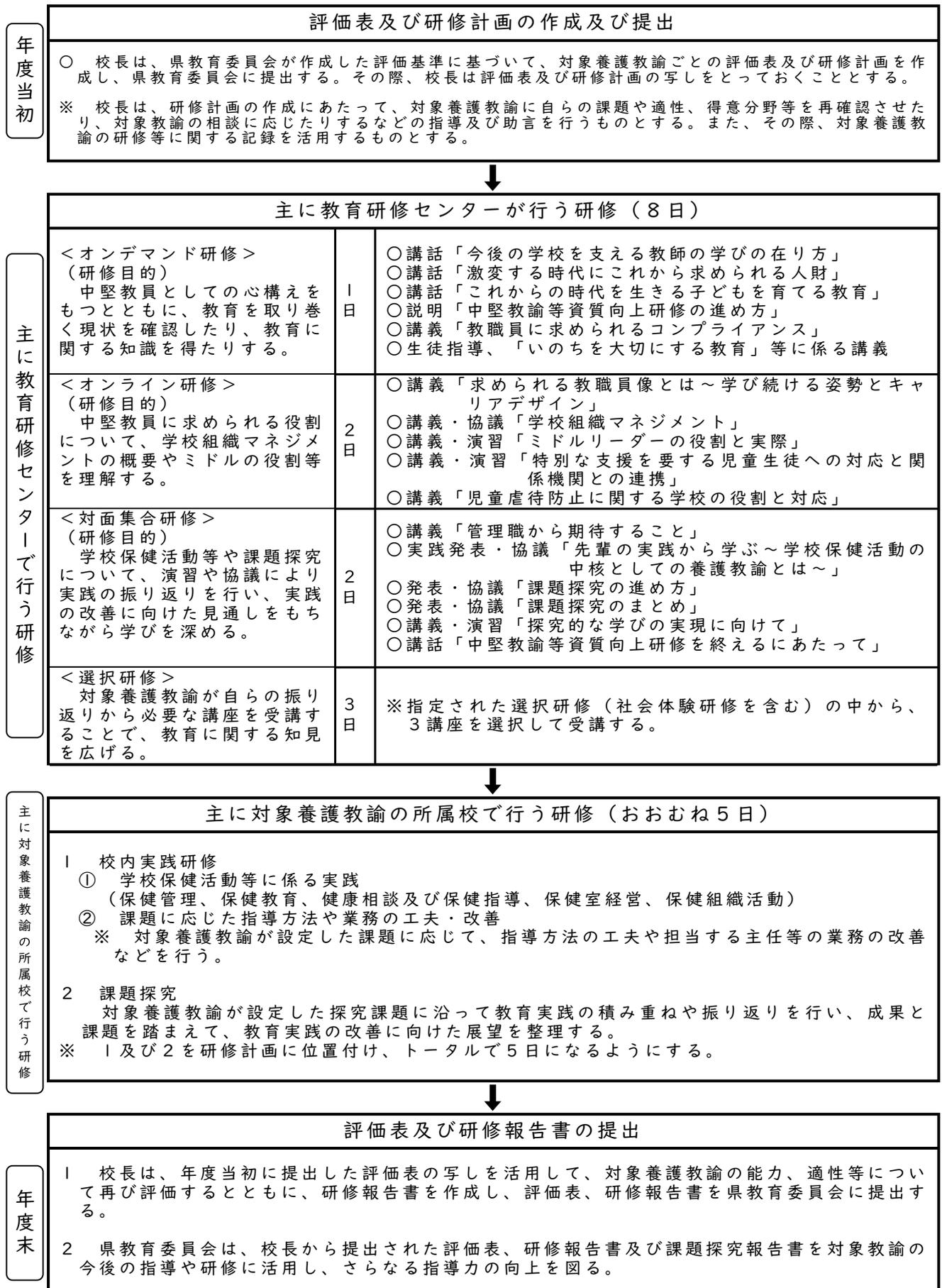
② 主に対象養護教諭の所属校で行う研修

校内研修は、学校保健活動等に係る研修、対象養護教諭自身の実践の振り返りを次の学びにつなげる「課題探究」を実施するものとする。

(3) 評価表及び研修報告書の提出

研修終了後、校長は、年度当初に県教育委員会に提出した評価表の写しを活用して、対象養護教諭の能力、適性等について再び評価するとともに、研修報告書を作成し、県教育委員会に提出する。県教育委員会は、提出された評価表及び研修報告書を対象養護教諭の今後の指導や研修に生かし、さらなる指導力の向上を図るものとする。

3 公立学校養護教諭中堅教諭等資質向上研修の基本構想図（県立学校）



Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭の評価

Ⅰ 評価基準及び評価方法

中堅教諭等資質向上研修は、養護教諭等の専門性を高め、学校保健活動の中核的な役割を果たすことができる力量の向上を趣旨としており、宮崎県教員育成指標に基づき、教職員評価制度の「職務行動評価」の評価基準を参考としている。

また、対象養護教諭の過去の研修歴等についても勘案しながら、適切な研修を計画し実施することができるよう、「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表（様式Ⅰ）」を作成したところである。この評価表については、研修前の評価及び研修後の評価の際に活用することを想定している。

なお、評価表の記入にあたっての評価方法や記述の仕方等に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 校長が副校長や教頭を活用しながら対象教諭の評価を行い、校長自ら記入する。
- (2) 評価項目は、教職に必要な素養に関する項目、特別な配慮や支援を要する児童生徒への対応に関する項目、ICT や情報・教育データの利活用に関する項目、保健管理力、保健教育推進力の5つの項目にわたっている。
- (3) 評価は、それぞれ4段階で評価することとする。
 - a・・・このような行動を、頻繁に行っている（8割以上）
 - b・・・このような行動を、行っている（5～8割未満）（※標準）
 - c・・・このような行動を、時々行っている（2～5割未満）
 - d・・・このような行動を、ほとんど行っていない（2割未満）
- (4) それぞれの評価結果を総括し、項目ごとに総合評価を行う。その際の評価は、次の5段階で評価する。
 - S・・・同僚職員の模範となるような極めて優秀なレベルで発揮している
 - A・・・優秀なレベルで発揮している
 - B・・・おおむね満足のいくレベルで発揮している（※標準）
 - C・・・やや努力を要するレベルである
 - D・・・努力を要するレベルである
- (5) 過去の研修歴の欄は、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修への参加や研修教育誌への論文発表等、顕著なものがあれば記入する。県教育研修センター等での職能研修や経験者研修等の悉皆研修、研究公開等の参加については記入しない。
- (6) 校長所見については、対象養護教諭の優れた指導力を有する分野、研修によって改善すべき点や改善された点等を記入する。
- (7) 校長が記入した評価表については、研修計画とともに、32ページの手順で県教育委員会に提出する。

2 対象養護教諭による自己評価

対象養護教諭は、自らの教育実践を振り返るとともに、中堅教諭等資質向上研修の全体をとおして取り組む課題を設定するために、自己評価を行うものとする。

自己評価表の記入にあたっての留意事項は次のとおりである。

- (1) 対象養護教諭が「自己評価シート」（様式2）のデータを用いて、自ら記入することとする。
- (2) 評価項目は、教職に必要な素養に関する項目、特別な配慮や支援を要する児童生徒への対応に関する項目、ICT や情報・教育データの利活用に関する項目、保健管理力、保健教育推進力の5つの項目にわたっている。

(3) 以下の流れで自己評価を行う。

- ① まず、対象養護教諭は、オンデマンド研修 I 期のコンテンツ動画を視聴する。
- ② オンデマンド研修 I 期の視聴後、対象養護教諭は様式2のデータにある「自己評価入力シート」を開き、宮崎県教員育成指標の資質能力別に自己評価を行う。なお、対象養護教諭のステージを踏まえ、【セカンドステージ】（6～10年）の記述文により評価を行うものとする。「自己評価入力シート」の「自己評価」の欄には、「5（できている）」から「1（できていない）」を基準として、すべての資質能力についてプルダウンリストから選択して入力する。
- ③ 「自己評価シート（印刷用）」を開くと、入力した自己評価が数値化され表及びレーダーチャートに自動的に表示される。これらの数値等を参考にして、「1 自己評価による自己の教育実践の振り返り」「2 中堅教諭等資質向上研修を通して高めたい資質能力」「3 中堅教諭等資質向上研修を通して取り組む探究課題」を記入する。それぞれの留意点は以下のとおりである。

○「1 自己評価による自己の教育実践の振り返り」

自己評価シートに表示された資質能力別の数値を参考に、対象養護教諭が自らの教育実践を振り返り、その概要を記入する。例えば、高い数値が表示されている資質能力について、その理由や教育実践で自信をもっていること、低い数値が表示されている場合は自身が課題として感じていることなどを記入する。

○「2 中堅教諭等資質向上研修を通して高めたい資質能力」

対象者による教育実践の振り返りを踏まえて、研修を通して高めたい資質能力を記入する。高める資質能力については、自己評価が低い項目について、研修による学びにより高めるという視点だけではなく、自己評価の高い項目についてさらに高めるという視点も考慮する。

○「3 中堅教諭等資質向上研修を通して取り組む探究課題」

対象者が高めたいと考える資質能力について、日々の教育実践での取り組むべき内容を明確にする。その際、学校保健活動等や校務分掌等での業務など、資質能力を高めるために必要と考えられる内容とする。例えば、保健管理に関する項目が課題であるならば「児童生徒の心身の安全を守る傷病発生時の適確な処置の在り方」と設定したり、教職に必要な素養に関する項目をさらに高めるために「学校組織マネジメントの視点を生かした学校全体の危機管理力を高める校内研修の在り方」と設定したりすることが考えられる。なお、この探究課題は自己評価の時点で確定となるものではなく、研修での学びを進める中で一部が修正されたり変更されたりすることも考えられる。

IV 研修計画の作成

1 研修計画作成の基本的な考え方

校長は、対象養護教諭の宮崎県教員育成指標に沿って評価を行い、対象養護教諭ごとに研修計画を作成するものとする。

研修計画の作成にあたっては、対象養護教諭自身に自らの課題や適性等を再確認させて研修への主体的参加を促すとともに、対象教諭の相談に応じたりするなどの指導及び助言を行うものとする。その際に、県教育委員会が作成した評価基準に基づいて研修計画を作成した後、県教育委員会に提出する。

2 研修計画作成の流れ

- (1) 校長は、県教育委員会が作成した評価基準に基づいて、評価表により対象養護教諭の研修前評価を行う。
- (2) 対象養護教諭は、オンデマンド研修Ⅰ期のコンテンツ動画を視聴した上で自己評価を行い、自己評価シートを作成する。
- (3) 校長は、対象養護教諭の相談を受けたり指導及び助言を行ったりしながら、評価表や対象養護教諭の自己評価シートを活用して、研修計画を作成する。
- (4) 研修計画を作成後、様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」を県教育委員会に提出する。

3 研修計画作成上の留意事項

- (1) 校長は、対象養護教諭の能力や適性に応じた研修計画を作成する。その際、対象養護教諭の自己評価シート等も活用しながら、対象養護教諭の意向を踏まえること。
- (2) 計画書の入力の際には、以下のことに留意する。
 - ・ <課題探究>については、対象養護教諭の意向を踏まえて設定された探究課題を記入すること。また、実践の構想は作成時点での概要を記入すること。なお、探究課題は、研修を進める中で修正や変更があることも想定される。
 - ・ 「1 オンデマンド研修」のⅠ期分は視聴期日を記入すること（例：○月○日）。Ⅱ期分は視聴予定期日を入力すること。また、「選択」の欄は、対象者の能力や適性を踏まえて視聴するコンテンツ動画を選び、プルダウンリストから選択すること。
 - ・ 「3 対面集合研修」の欄には、通知で示された期日を入力すること。
 - ・ 「4 選択研修」の欄には、対象者の能力や適性を踏まえて受講する研修を選び、プルダウンリストから選択すること。
- (3) 令和5年度以前の研修に未受講のある場合は、別に示すとおりに受講する。その際は、研修計画書の該当する「過年度未受講」の欄に○を記入し、必要事項を入力すること。

V 校外研修の進め方

中堅教諭等資質向上研修を対象養護教諭一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなどニーズに応じたものとするために、各々の実情に応じて、具体的な研修の内容、方法、実施期間及び場所等に関し、様々な創意工夫を凝らすことが大切である。

このことを踏まえ、主に教育研修センターで行う研修は以下のとおり実施とする。

1 主に教育研修センターで行う研修を8日実施する。

オンデマンド研修	オンライン研修	対面集合研修	選択研修
1日 (Ⅰ期、Ⅱ期をあわせて)	2日	2日	3日 (3講座)

2 研修場所としては、教育研修センターを中心に実施する。

3 教育研修センターにおいて実施する研修には、研修の一部を校内で実施するものもある。

4 オンデマンド研修では、中堅教諭等資質向上研修を実施するにあたり、学校教育を取り巻く課題について対象養護教諭の理解を深めるとともに、中堅教諭等資質向上研修のオリエンテーションとして、全員が共通して受講する「Ⅰ期」と、教育の現状や現代的健康課題を確認すること等を目的とした講義と民間企業の講話から学ぶ「Ⅱ期」に分けて実施する。

5 オンライン研修では、主に学校組織マネジメントの講義等を行う。

6 教育研修センターで行う対面集合研修を2日実施する。そのうち1日は課題探究の進め方に関する協議等及び学校保健の中核としての養護教諭の役割に関する講義、協議等を行う。また、1日を研修のまとめとして位置づけ、課題探究のまとめの発表や、探究的な学びについての講義を行う。

7 選択研修では、別に示す講座（社会体験研修を含む）から3講座を選択して受講する。なお、社会体験研修を受講する場合は2日で2講座として実施する。社会体験研修に係る手続き等については、27ページから28ページを参照すること。

8 選択研修

(1) 受講可能な講座について

選択研修については、以下に示すものの中から3講座を選び受講する。(研修名の番号は、令和6年4月1日付け5-0201-1392「令和6年度 選択研修等受講希望者名簿の作成及び提出について(依頼)」による。ただし、社会体験研修を除く。)

① 教育研修センターが行う選択研修

- 3 コミュニティ・スクールのさらなる充実のために(6月7日)
- 4 学校全体で取り組む“働き方改革”(7月4日)
- 6 保護者とのよりよい関係づくり(若手教員向け)(10月8日)
- 28 学級づくり2 ～学級経営が上手くいかなる前に～(未定)
- 29 学校に行きづらさを感じている子どもたちへの支援(7月23日)
- 30 児童生徒の発達を支持する生徒指導～学校での実践事例、運用について～(9月19日)
- 32 多様な子供たちの学びを支える授業のユニバーサルデザイン(6月27日)
- 36 子供の特性に応じたICT機器の活用～理論と特別支援学校・小学校の実践から学ぶ～(10月30日)
- 49 判断力・実践力を高めるフィジカルアセスメント(7月9日)
- 50 健康相談及び保健指導(12月12日)

② 日数の特例とする選択研修

社会体験研修

以下の研修は2日間を受講して2講座として計上する。

SI 社会体験研修(所属校にて計画)(※「(2)留意事項」を参照)

(2) 留意事項

- ・ 「社会体験研修」を受講する場合は、2日連続で行う。なお、様式集に示す実施要項に基づき、依頼等の手続きを行うこと。
- ・ 受講する講座については、様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」の「4 選択研修」の項目でプルダウンリストから選んで入力するとともに、別途、令和6年4月1日付け5-0201-1392「令和6年度 選択研修等受講希望者名簿の作成及び提出について(依頼)」により回答すること。
- ・ 様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」の提出以降に受講する講座の変更を希望する場合は、あらかじめ県教育研修センターに連絡をした上で、様式第2号により変更を届け出ること。

(3) 社会体験研修を選択する場合は、以下の要領で進めること

社会体験研修（選択研修）は、企業等での体験研修を行い、民間企業等の経営努力や勤務状況を体験することにより視野を広め、学校教育を客観的・多面的に見直すとともに、教職員としての資質の向上を図るために実施するものである。

① 社会体験研修（選択研修）の流れは、次のとおりである。

順	校長が行う研修の取組事項	時期の目安
研修前	1 対象者の評価（研修前）・自己評価を行った上で研修計画を作成する。その際、選択研修として社会体験研修を選択した場合には、研修先を選び受入について内諾をとる。 ※ 各種事情により、やむを得ず中止や期間を延期する場合、内容を変更して実施する場合があることを説明しておくこと。	4～5月
	2 研修先に趣意書（様式9）、依頼書（様式5）、実施要項を渡し、研修の趣旨や研修内容に対する要望等を説明する。 ----- 研修先と研修内容や日程について打合せを行い、研修計画書（様式6）を作成する。	6月6日（木）まで
	3 研修計画書（様式6）を研修先並びに県教育委員会に提出する。	提出締切日 6月6日（木）
研修中	4 対象者の社会体験研修（選択研修）の実施 研修中に研修先を訪問し、受講者の研修状況を視察する。	7月～12月のうち <u>連続した2日間</u>
研修後	5 対象者の研修報告書（様式8）の提出を受けて、実施報告書（様式7）を作成し、県教育委員会に提出する。	提出締切日 研修終了後1か月以内 最終1月23日（木）まで

※ 社会体験研修（選択研修）については、第1回オンデマンド研修で説明する。
また、各様式は、宮崎県教育研修センターホームページよりダウンロードできる。

② 社会体験研修（選択研修）の関係文書の提出期日及び部数は次のとおりである。

提出順序	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">校長</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">研修先</div> </div>
項目	
社会体験研修 依頼書（様式5） 計画書（様式6） 趣意書（様式9） 実施要項	6月6日（木） 各1部

学校種	市町村立学校			県立学校等		
	提出順序			提出順序		
項目	校長	① → 市町村教育長	② → 教育事務所長	③ → 県教育研修センター所長	校長	① → 教育研修センター所長
社会体験研修計画書 (様式6)	① 6月6日(木) 3部	② 6月13日(木) 2部	③ 6月20日(木) 1部	① 6月6日(木) 1部		
社会体験研修実施報告書 (様式7) 研修報告書 (様式8)	① 研修終了後1か月以内 最終締切日 1月23日(木) 3部	② 最終締切日 1月30日(木) 2部	③ 最終締切日 2月6日(木) 1部	① 研修終了後1か月以内 最終締切日 1月23日(木) 1部		

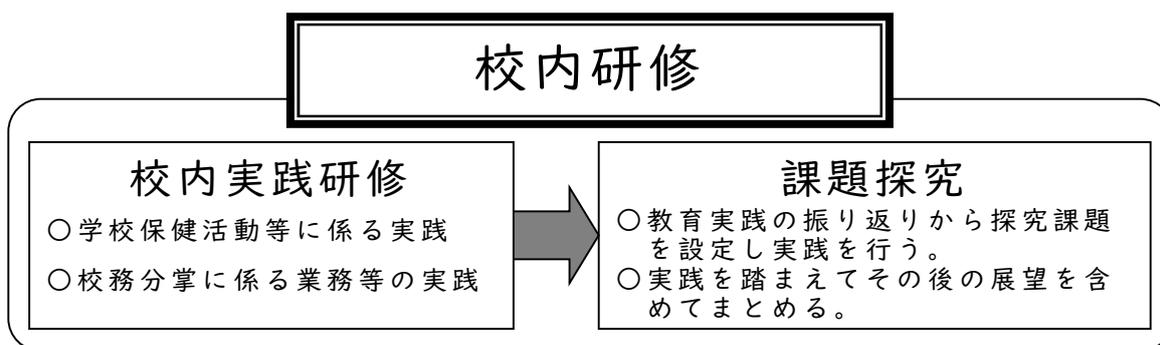
③ 研修先への依頼事項については次のとおりである。

ア	研修の始め(開講)には、受講者の自己紹介や挨拶を行う。
※	各種事情により、やむを得ず中止や期間を延期する場合、内容を変更して実施する場合があることを説明しておくこと。
イ	企業の人材育成や経営ビジョン、経営努力に関わる話を聞く時間を設定する。
ウ	1日目には研修先の事業に関するオリエンテーションを実施する。(その後は研修先の計画に一任する。)
エ	昼食・休憩は、それぞれの事業所で適宜変更して構わない。ただし、労働基準法上、45分の休憩は必ず設定する。
オ	1日の研修時間は、7時間45分を超えないように調整して依頼する。
カ	研修中に、事故等の緊急事態が生じた場合は、速やかに所属校長に連絡いただくよう依頼する。
キ	研修の終了時(閉講)には、受講者が感想やお礼を述べる時間を設定する。

VI 主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）の進め方

基本的には、課業期間等に、各学校において校長の指導の下、学校保健活動等や校務分掌に係る業務等の実践などの校内実践及び課題探究を研修として実施するものである。

- 1 主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）をおおむね5日実施する。
主に対象養護教諭の所属校で行う研修（校内研修）の内容のイメージ図を以下に示す。



- 2 研修内容は、次のとおりとする。

(1) 校内実践研修

① 探究課題が学校保健活動等に係る実践の場合

学校保健活動等に係る実践とは以下のものをいう。

- 保健管理（救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生）
- 保健教育（各教科等における指導への参画）
- 健康相談及び保健指導（心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談、健康相談等を踏まえた保健指導）
- 保健室経営
- 保健組織活動

この中で、例えば、保健教育の指導方法に関する内容を探究課題とした場合は、ティーム・ティーチングの在り方を工夫した集団指導やICT機器の活用を工夫した個別指導等の実践が挙げられる。

その際、指導の実際を記録したりICT機器の活用場面の工夫による児童生徒の保健行動変容を把握したりすることが想定される。さらに、事前と事後のアンケート調査や数値的なデータにより実践を振り返り、成果と課題を確認した上で、よりよい保健教育の在り方についての展望を検討しながら、探究的に学びを進めることが考えられる。

② 探究課題が校務分掌に係る業務等の実践の場合

保健主事や給食主任等が挙げられるが、それらの業務を通して、例えば、保健教育の指導方法に関する内容を探究課題とした場合は、担当する校内研修の工夫により、校内での教師の学びの活性化を促す取組が考えられる。その際、心身の健康の保持増進に関する学校全体の取組の活性化を目指して行われる校内実践等を映像に記録してコンテンツ化したり、ICTを活用して校内研修会の効率化を

図ったりする取組等が想定される。実践後は、取り組んだ内容の経緯を整理したり、校内の教師を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行ったりしながら実践を振り返ることで成果と課題を確認し、よりよい校内組織の在り方についての展望を検討しつつ、探究的に学びを進めることが考えられる。

(2) 課題探究

課題探究は、対象養護教諭が教育の「不易と流行」を確認した上で、教育実践の積み重ねや振り返りを行っただけでその成果と課題を把握して、教育実践の改善や向上のために必要な内容などの展望を整理することを目的として行うものである。

① 課題探究のイメージ

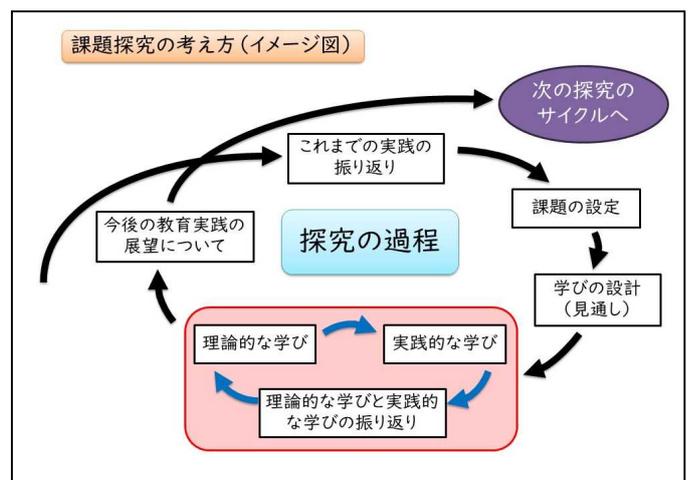
課題探究は、対象養護教諭が教育研修センターで学んだ内容を校内実践で生かしたり、実践の内容を振り返って教育実践の改善を行ったりしながら行う。課題探究のイメージ図は以下のとおりである。



② 課題探究の進め方

課題探究は教師が日々行っている教育活動の中での教師の学びを「探究の過程」として整理し、その過程を研修に位置づけている。別の項で説明している主に教育研修センターが行う研修と主に校内で行う研修を関連させて行うものである。

本研修では、教師の学びにおける探究の過程を図のようにイメージしている。課題探究では、このイメージを踏まえて以下のように進めることとする。なお、この進め方は、中堅教諭等資質向上研修全体の進め方にも大きく関わるものである。



ア これまでの実践の振り返り

- ・ はじめに、オンデマンド研修(I期)の研修動画を視聴する。
- ・ 視聴した研修動画の内容を踏まえて、宮崎県教員育成指標の項目に沿って自己

評価を行う。

- ・ 自己評価シートに表示される数値やチャートをもとに、これまでの実践を振り返り、対象養護教諭自身で自らの強みや弱みを確認する。

イ 課題の設定

- ・ 自己評価シートの内容を踏まえて、中堅教諭等資質向上研修で行う探究課題を設定する。
- ※ 探究課題を設定する際は次のことに留意する。
 - ・ 学校保健活動等や主任等の分掌業務等など、自らの振り返りを参考に、教育実践力の向上を目指して取り組みたい課題として設定する。
 - ・ 設定に当たっては、自分に足りないと考えていることに応じた課題やより高みを目指して取り組みたい課題など、受講者の実態に応じたものとする。

ウ 学びの設計（見通し）

- ・ 設定した課題に応じて、校長や県教育委員会の指導や助言を得て研修計画を設計する。
- ※ オンデマンド研修、選択研修の内容の選定を対象養護教諭の課題に応じて行う。
- ※ 研修計画は、探究的な学びを進める中で変更や修正することも考えられる。

エ 理論的な学び

- ・ オンデマンド研修、オンライン研修、対面集合研修、選択研修で、教育に関する知識を新たに得たり、アップデートしたりする。
- ※ 受講者自身による学び（SD）の視点も考慮する。

オ 実践的な学び

- ・ 学んだ内容を取り入れて実践に取り組む。
- ※ 理論と実践が往還するように学びを進める。

カ 学びの振り返り

- ・ 探究課題に沿って、理論的な学びと実践的な学びを振り返る。
- ※ 振り返りの視点
 - 1 理論的な学びからどのような知見を得たのか
 - 2 理論的な学びをどのように実践に生かそうとしたのか
 - 3 実践的な学びからどのような成果や課題が得られたのか
 - 4 探究課題の実現がなされたのか

キ 今後の教育実践の展望

- ・ 理論的な学びと実践的な学びの振り返りから得られた知見をもとに、今後の社会の変化を踏まえて、自らが理想とする教育の実現に向けて、その内容や方法等を提案する。

③ 課題探究のまとめ

課題探究のまとめとして、以下の項目でプレゼンテーションスライド10枚程度にまとめ、発表を行う。なお、プレゼンテーションスライドをもって課題探究報告書として教育研修センターに提出する。

（課題探究のまとめの項目例）

- ① これまでの実践の振り返りと課題の設定について
- ② 課題探究の計画とその実際
- ③ 理論的な学びで得られたこと
- ④ 理論的な学びを踏まえた実践計画
- ⑤ 実践的な学びの詳細
- ⑥ 実践から得られた成果や課題
- ⑦ 探究課題を踏まえた学びの振り返り
- ⑧ 今後の教育実践の展望

VII 研修終了後の手続き

研修終了後、対象養護教諭の能力、適性等について再び評価を行うこととする。また、研修報告書を作成し、評価表及び課題探究報告書とともに県教育委員会に提出する。県教育委員会は、これらを対象養護教諭の今後の指導や研修に活用し、更なる指導力の向上を図る。

VIII 研修報告書等の提出

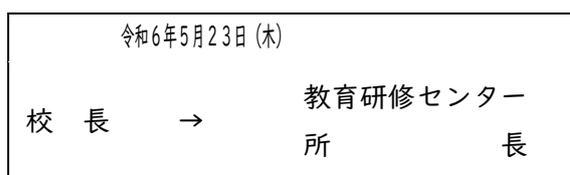
研修報告書等の提出については、以下の流れで行う。

<年度当初>

○ 提出書類

- ・ 様式1「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表」(研修前評価が記入済みのもの)
- ・ 様式3「中堅教諭等資質向上研修計画書」

○ 提出の流れ

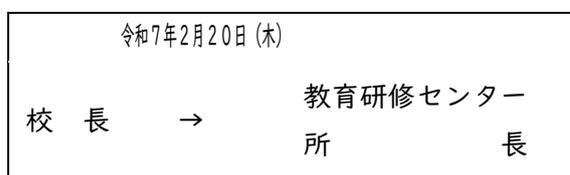


<年度末>

○ 提出書類

- ・ 様式1「中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表」(研修前評価と研修後評価が記入済みのもの)
- ・ 様式4「中堅教諭等資質向上研修報告書」
- ・ 課題探究報告書(プレゼンテーションスライド10枚程度)

○ 提出の流れ



共 通

IX 令和5年度以前に未受講のある対象養護教諭への対応

令和5年度以前に中堅教諭等資質向上研修を受講しており、基本研修等の一部未受講のある対象養護教諭は、以下のとおりに受講する。

1 校外研修

(1) 「基本研修」(第1回)を未受講の場合

令和6年度の第1回「オンデマンド研修」(Ⅰ期・Ⅱ期)を受講する。

(2) 「専門研修」(第3回～第6回)を未受講の場合

- ・ (第3回)を未受講の場合は令和6年度の第1回「オンデマンド研修」(Ⅱ期)を受講する。
- ・ (第4回)を未受講の場合は令和6年度の第2回「対面集合研修」を受講する。
- ・ (第5回)を未受講の場合は令和6年度の第4回「オンライン研修」を受講する。
- ・ (第6回)を未受講の場合は令和6年度の職能選択研修「健康相談及び保健指導の在り方」を受講する。

(3) 「研修のまとめ」を未受講の場合

令和6年度の第5回「対面集合研修」を受講する。

(4) 「民間マネジメント研修」(第2回)を未受講の場合

- ・ 共通(1日)を未受講の場合は、令和6年度の第3回「オンライン研修」を受講する。
- ・ 体験研修(2日)を未受講の場合は、令和6年度の「選択研修」に示された「社会体験研修」を受講する。

(7) 「選択研修」を未受講の場合

令和6年度の「選択研修」を受講する。

2 校内研修

(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事等による講話授業研究

学校保健活動等に係る研修を行う。なお、その際、既に実施しているものと合わせて5日を越えないものとする。

(2) 課題解決実践研究

課題解決実践研究を行い課題解決実践研究報告書(10ページ程度)として提出する。または、課題解決実践研究を「課題探究」に替えて行い、プレゼンテーションスライド10枚程度にまとめて提出する。

X 中堅教諭等資質向上研修の欠席（遅刻・早退）届及び変更届

対象者の通知後、欠席（遅刻・早退）及び変更等のある場合は、以下のとおりとする。

- 1 対象養護教諭の通知から第1回の研修日までにやむを得ない事情で次年度以降に延期する場合
管理職からの電話連絡をあらかじめ行った上で、文書（様式第1号）で申請すること。なお文書の提出は以下のとおりとする。

（様式第1号の提出手続き）

【市町村立学校】

学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育研修センター

【県立学校、国立学校】

学校 → 教育研修センター

- 2 やむを得ない事情により受講する研修を変更する場合（選択研修等）

管理職からの事前の電話による相談の上で、以下のとおりに文書（様式第2号）により届けること。

【市町村立学校】

（電話相談） 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所

（文書提出） 教育事務所 → 県教育研修センター

【県立学校、国立学校】

（電話相談、文書提出） 学校 → 教育研修センター

- 3 研修を欠席（遅刻・早退）する場合

管理職からの事前の電話による相談の上で、以下のとおりに文書（様式第3号）により届けること。

【市町村立学校】

（電話相談） 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所

（文書提出） 教育事務所 → 県教育研修センター

【県立学校、国立学校】

（電話相談、文書提出） 学校 → 教育研修センター

※ 研修日当日の受付時に出席の確認ができない場合は、以下のとおりに対応する。

【市町村立学校】

（電話確認） 県教育研修センター → 教育事務所 → 市町村教育委員会 → 学校

（電話回答） 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育研修センター

（文書提出） 教育事務所 → 県教育研修センター

【県立学校、国立学校】

（電話確認） 教育研修センター → 学校

（電話回答） 学校 → 教育研修センター

（文書提出） 学校 → 教育研修センター

中堅教諭等資質向上研修において整備・提出する関係書類一覧

関係書類		整備するもの	提出するもの
中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表 (様式1)		○	○
中堅教諭等資質向上研修計画書 (様式3)		○	○
中堅教諭等資質向上研修報告書 (様式4)		○	○
課題探究報告書 (プレゼンテーションスライド10枚程度)		○	○
中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 自己評価シート (様式2)		○	※第2回(対面集合 研修)で使用する
課題探究、校内実践で使用した資料等		○	※対面集合研修で 使用する場合はあ る
社会体験研修を 選択した場合	社会体験研修(選択研修)依頼書 (様式5)	○	※体験先に提出
	社会体験研修(選択研修)計画書 (様式6)	○	○ ※体験先に提出
	社会体験研修(選択研修)実施報告書 (様式7)	○	○
	社会体験研修(選択研修)報告書 (様式8)	○	○
	趣意書 (様式9)	○	※体験先へ

書類は、中堅教諭等資質向上研修の終了後、5年間保管すること。

中堅教諭等資質向上研修に係る様式集

- 様式 1：中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表
- 様式 2：中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭自己評価シート
- 様式 3：中堅教諭等資質向上研修計画書
- 様式 4：中堅教諭等資質向上研修報告書
- 様式 5：令和 6 年度 中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）依頼書
- 様式 6：令和 6 年度 中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）計画書
- 様式 7：令和 6 年度 中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）の実施について（報告）
- 様式 8：令和 6 年度 中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）報告書
- 様式 9：趣意書
- 令和 6 年度 中堅教諭等資質向上研修「社会体験研修（選択研修）」実施要項
- 様式第 1 号：令和 6 年度中堅教諭等資質向上研修受講の延期について（申請）
- 様式第 2 号：令和 6 年度中堅教諭等資質向上研修に係る選択研修の変更について（届）
- 様式第 3 号：令和 6 年度中堅教諭等資質向上研修の欠席について（届）

(様式1)

中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭評価表

学校名	校長名	対象養護教諭氏名
-----	-----	----------

対象養護教諭の校務分掌

			研修前		研修後	
			評価	総合評価	評価	総合評価
○専門性に関する項目						
＜保健管理力＞						
保健管理力	保健室経営力	救急薬品や器具、機材及び諸表簿の整備、管理を適切に行うとともに、救急処置を的確に行っている。				
		緊急時の救急体制及び連絡網の整備・改善を図っている。				
		学校の教育目標や保健目標の具現化を図る保健室経営を、計画的・組織的に進めている。				
		保健室経営方針を教職員や保護者に周知し、理解や協力を得て、効果的に連携している。				
	保健管理力	学校医との協力体制を整え、健康診断を円滑に行い、その結果を生かし、個別指導や治療の指示を行っている。				
		保健情報を総合的に評価し、健康課題の解決に向けて組織的な対応をしている。				
学校環境衛生管理力	学校環境衛生（学校給食の衛生管理を含む。）の日常点検を行い、学校薬剤師との連携を図りながら、定期検査を実施している。					
	学校環境衛生の実態を的確に把握し、関係機関(者)と連携を図り、その維持、改善を行っている。					

＜保健教育推進力＞

保健教育推進力	保健教育力	学校における健康課題を明らかにし、児童生徒の発達段階に応じた保健教育（食に関する指導、生活指導等を含む。）を行っている。				
		同僚職員と連携し、専門性を生かした保健教育の実践・評価を行い、効果的に推進している。				
	健康相談力	児童生徒の行動や健康状態を注意深く観察し、児童生徒の言動等の変化を敏感に受け止めている。				
		児童生徒の変化を同僚職員や保護者に周知し、適切な支援を行っている。				
	保健組織活動推進力	関係機関と連携し、健康課題について適切な対応を行っている。				
		保健組織活動が主体的に行われるよう、内容の工夫・改善を図っている。				
		近隣の学校と連携し、健康づくりを推進している。				

○教職共通の項目

＜教職に必要な素養に関する項目＞

教職に必要な素養	使命感、情熱、素直さ、学び続ける意欲、教育的愛情	教員としての使命感や情熱、素直さ、教育的愛情をもって教育活動を行っている。				
		学び続ける意欲をもち、教員として新たに必要とされる知識や技能の習得に、積極的に取り組んでいる。				
		夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す心身ともに調和のとれた児童生徒の育成に取り組んでいる。				
	コミュニケーション力	報告・連絡・相談を適切に行い、周りとの意思疎通を図りながら、好ましい人間関係を構築している。				
	組織や学級・学年経営等への貢献	学校教育目標の具現化のために、学級経営や学年経営、教科経営、校務分掌等における組織運営に積極的に関わっている。				
	地域や保護者への対応力	保護者や地域、関係機関との関わりを深め、連携・協働して対応している。				
自己管理能力	前向きで明るく安定した行動をとり、時間管理等を行いながら、計画的で充実した自己管理（ワーク・ライフ・バランス）を図っている。					
危機管理やコンプライアンス意識の徹底	緊急事態等に準備・対応するとともに、法令を遵守した行動をとっている。					

＜特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応に関する項目＞

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への理解・支援	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への理解・支援	児童生徒を取り巻く環境、心身の特性や状況等を多面的に捉え、個に応じた指導・支援を行っている。				
		関係機関等と連携し、組織的に児童生徒への効果的な指導・支援を行っている。				
	障がいのある児童生徒への理解・支援	個々の特別な教育的ニーズに的確に対応するとともに、障がいに応じた指導・支援を行っている。				

＜ICTや情報・教育データの利活用に関する項目＞

教育ICTや情報の利活用	教材研究、指導の準備、授業、評価、校務などにICTを活用する力	資料の収集や情報発信、児童生徒の学びの記録・整理などにICTを活用している。				
		保健室経営や保護者、関係機関との連携等に、ICTを効果的に活用している。				
	児童生徒のICT活用や、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する力	児童生徒がICTを活用して、必要な情報を収集・選択整理できるよう指導している。				
		児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、自他の権利を尊重し、安全かつ適切にICTを活用できるよう指導している。				

過去の研修歴

校長所見

研修前		研修後	
-----	--	-----	--

(様式2)

中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭自己評価シート

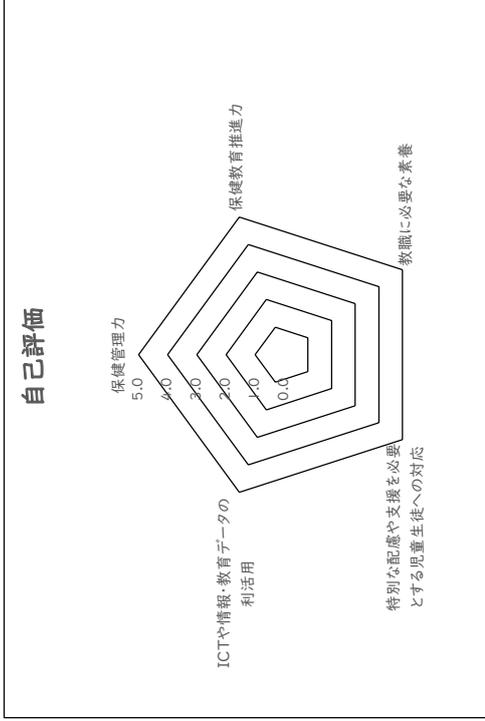
()立()学校 対象養護教諭氏名()

資質能力		自己評価
1	保健管理能力	0.0
2	保健教育推進力	0.0
3	教職に必要な素養	0.0
4	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	0.0
5	ICTや情報・教育データの活用	0.0

自己評価による資質能力の項目(4・5と評価した項目)

<自己評価>

1	①保健室経営力	0
	②保健管理能力	0
	③学校環境衛生管理能力	0
2	①保健教育力	0
	②健康相談力	0
	③保健組織活動推進力	0
	①使命感、情熱、素直さ、学び続ける意欲、教育的愛情	0
	②コミュニケーション力	0
3	③組織や学級・学年経営等への貢献	0
	④地域や保護者への対応力	0
	⑤自己管理能力	0
	⑥危機管理やコンプライアンス意識の徹底	0
4	①特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への理解・支援	0
	②障がいのある児童生徒への理解・支援	0
5	①教材研究、指導の準備、授業、評価、校務などにICTを活用する力	0
	②児童生徒のICT活用や、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する力	0



1 自己評価による自己の教育実践の振り返り

2 中堅教諭等資質向上研修を通して高めた資質能力

3 中堅教諭等資質向上研修を通して取り組む探究課題

(様式3)

中堅教諭等資質向上研修計画書

学校名 ()
 校長名 ()
 対象養護教諭氏名 ()

< 課題探究 >

過年度
未受講

探究課題		
実践の構想		

1 オンデマンド研修

回数	形態	研修題目	視聴期日	
第1回	I期	必修	今後の学校を支える教師の学びの在り方	
		必修	激変する時代にこれから求められる人材	
		必修	これからの時代を生きる子どもを育てる教育	
		必修	中堅教諭等資質向上研修の進め方	
	II期	必修	教職員に求められるコンプライアンス	
		必修	民間企業から学ぶ (Local+) (※5本選択し視聴すること)	
		選択		
		選択		

2 オンライン研修

回数	形態	研修題目	期日
第3回	必修	求められる教職員像とは～学び続ける姿勢とキャリアデザイン～	7月11日
	必修	学校組織マネジメント	
	必修	ミドルリーダーの役割と実際	
第4回	必修	特別な支援を要する児童生徒への対応と関係機関との連携	11月25日
	必修	児童虐待防止に関する学校の役割と対応	
	必修	課題探究の進め方②	

3 対面集合研修

回数	形態	研修題目	期日
第2回	必修	管理職から期待すること	6月27日
	必修	先輩の実践から学ぶ～学校保健活動の中核としての養護教諭とは～	
	必修	課題探究の進め方①	
第5回	必修	課題探究のまとめ	
	必修	「探究的な学び」の実現に向けて	
	必修	中堅教諭等資質向上研修を終えるにあたって	

4 選択研修

	研修番号	形態	研修名	期日
①		選択		
②		選択		
③		選択		

(様式4)

中堅教諭等資質向上研修 研修報告書

学校名 ()
 校長名 ()
 対象養護教諭氏名 ()

< 課題探究 >

探究課題	
実践の概要	

1 オンデマンド研修

回数	形態	研修題目	視聴期日	
第1回	I期	必修	今後の学校を支える教師の学びの在り方	
		必修	激変する時代にこれから求められる人財	
		必修	これからの時代を生きる子どもを育てる教育	
		必修	中堅教諭等資質向上研修の進め方	
	II期	必修	教職員に求められるコンプライアンス	
		必修	民間企業から学ぶ (Local+)	
		選択		
		選択		

2 オンライン研修

回数	形態	研修題目	期日
第3回	必修	求められる教職員像とは～学び続ける姿勢とキャリアデザイン～	7月11日
	必修	学校組織マネジメント	
	必修	ミドルリーダーの役割と実際	
第4回	必修	特別な支援を要する児童生徒への対応と関係機関との連携	11月25日
	必修	児童虐待防止に関する学校の役割と対応	
	必修	課題探究の進め方②	

3 対面集合研修

回数	形態	研修題目	期日
第2回	必修	管理職から期待すること	6月27日
	必修	先輩の実践から学ぶ～学校保健活動の中核としての養護教諭とは～	
	必修	課題探究の進め方①	
第5回	必修	課題探究のまとめ	
	必修	「探究的な学び」の実現に向けて	
	必修	中堅教諭等資質向上研修を終えるにあたって	

4 選択研修

研修番号	形態	研修名	期日
①	選択		
②	選択		
③	選択		

(様式5)

学校文書番号
令和 年 月 日

様

立 学校
校長名
(公 印 省 略)

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修 社会体験研修（選択研修）依頼書

この度、下記教職員の研修を実施するにあたり、特段の御高配をいただきますようお願いいたします。

記

所属校	学校名	
	住所	
	電話番号	
対象養護教諭 職・氏名	職名	
	氏名	
研修期間	令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで2日間	

(様式6)

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修
社会体験研修（選択研修）計画書

1 受講者の所属・ 氏名等	所属校	学校名	
		校長名	
		所在地	〒
		電話番号	
	職・氏名		
2 研修先	研修先名		
	所在地 〒		
	代表者職・氏名	電話番号	
	研修担当者 所属・職・氏名		
	主たる業務内容		
	主たる研修目的		
3 研修期間（日数）	令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（計2日間）		

4 研修日程及び内容 ※実施要項の（例）に従って記入する。研修内容はできる限り具体的に記入する。

	時間	内容	備考
一 日 目	～		
	～		
	～		
	～		
二 日 目	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(様式7)

学校文書番号
令和 年 月 日

〇〇教育委員会教育長 殿
(県立学校は、教育研修センター所長 殿)

学校名
校長名

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修社会体験研修(選択研修)の実施について(報告)

このことについて、別紙報告書(様式8)を添えて報告します。

受講者の職・氏名		
研修先 (事業所名)		
研修期間	令和 年 月 日() ~ 月 日() 計 2 日間	令和 年 月 日() ~ 月 日() 計 2 日間
従事した職種 業務内容		
主たる研修目的		
校長所見		
備考		

(様式8)

令和 年 月 日

学校名
職・氏名

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修社会体験研修（選択研修）報告書

このことについて、研修が終了しましたので、以下のとおり報告します。

研 修 先	(事業所名)
研 修 期 間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 2 日間
従事した業務内容	
主たる研修目的	
研 修 の 概 要	
研 修 の 成 果	
今 後 の 課 題	

(様式9)

各事業所代表 殿

趣 意 書

平素から、本県教育の充実につきまして、深い御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今日、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化しています。我が国の将来を担う子供たちは、こうした変化を乗り越え、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら未来を切り拓いていく力を身に付けることが求められています。

県教育委員会におきましても、令和5年度に新たに「宮崎県教育振興基本計画」を策定し、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンに、将来世代である子供たちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして未来を切り拓いていく人になることを願い、家庭や学校、地域社会が一体となり、総合的・体系的に取り組む教育を進めているところです。

さて、教育公務員特例法により制度化されている中堅教諭等資質向上研修は、子供たちの指導に直接従事する教職員に対して、個々の能力、適性等に応じて、学校の中核的な役割が期待される中堅の教職員としての資質を更に向上させるために行う研修です。

その中でも「社会体験研修」は、地域社会を担う構成員の一人として、民間企業等の経営努力や人材育成への取組、勤務状況等を直接聞いたり、体験したりすることにより視野を広げ、学校教育を客観的・多面的に見直すための研修として位置付けられています。本研修で学ぶ貴重な体験を各学校の教育活動の中で生かしていくことによって、学校の活性化を図って参りたいと考えております。

研修の実施に当たりましては、対象教職員の在籍する学校の校長が直接、御挨拶と御依頼に伺い、研修時期や内容等について御相談申し上げます。本研修の趣旨をお汲み取り頂き、中堅教諭等資質向上研修対象の教職員の受入につきまして御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年 月 日

宮崎県教育研修センター
所 長 ○○ ○○

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修「社会体験研修（選択研修）」実施要項

- 1 目的 教育活動全般にわたって、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、実践的指導力を高め、教職員としての資質の向上を図る。
 （社会体験研修では、企業等での体験研修を行い、民間企業等の経営努力や勤務状況を直接聞いたり、体験したりすることにより視野を広め、学校教育を客観的・多面的に見直すとともに、教職員としての資質の向上を図ることを目的とする。）
- 2 主催 宮崎県教育委員会
- 3 共催 宮崎県市町村教育委員会連合会
- 4 期日 7月から12月までのうち連続した2日間で、学校行事等を考慮して計画、実施する。
- 5 方法 (1) 研修対象者の評価等を踏まえ、校長が研修先を選定する。
 研修先は、所属校の近隣の福祉施設や民間企業等を原則とし、研修の趣旨が生き、受講者の資質向上につながる事業所とする。
 (2) 校長が研修先に直接依頼し、研修の趣旨が正確に伝わるようにする。「趣意書（様式9）」「依頼書（様式5）」「実施要項」を持参し、打合せを行う。
 (3) 「研修計画書（様式6）」を（別紙）「社会体験研修の流れ」に従い、提出する。
 (4) 研修終了後1か月以内に、社会体験研修（選択研修）実施報告書（様式7、8）を作成し、提出する。
- 6 対象 中堅教諭等資質向上研修対象の教諭及び、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、実習教師、寄宿舎指導員のうち、本研修を選択したもの
- 7 日程・内容（例）※ 内容、時間については学校側が研修先と相談の上、研修計画書を作成する。なお、7時間45分を超えないよう調整して依頼する。

	時間	内容	備考
一日目	8:00~8:15	受付	
	8:15~10:30	開講行事、講話（研修先の責任者等）、オリエンテーション	
	12:30~13:00	昼食・休憩	
	13:00~17:00	体験研修	
二日目	8:15~12:00	体験研修	
	12:00~13:00	昼食・休憩	
	13:00~16:00	体験研修	
	16:00~16:50	研修のまとめ（研修先担当者等との意見交換等）	
	16:50~17:00	閉講行事	

8 研修中の服務等

- (1) 受講者は研修期間中、この研修の趣旨を踏まえて研修に取り組む。
- (2) 週休日における研修については、校長と相談の上、週休日の振替を行う。
- (3) 受講者は、研修先において知り得た秘密に関する事項について、研修中及び研修後においても、これを漏らしてはならない。

<各事業所様用>

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修「社会体験研修（選択研修）」実施要項

- 1 目的 教育活動全般にわたって、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、実践的指導力を高め、教職員としての資質の向上を図ります。
(社会体験研修では、福祉施設や企業等での体験研修を行い、民間企業等の経営努力や勤務状況を直接体験することにより視野を広げ、学校教育を客観的・多面的に見直すとともに、教職員としての資質の向上を図ることを目的とします。)
- 2 主催 宮崎県教育委員会
- 3 共催 宮崎県市町村教育委員会連合会
- 4 期日 7月から12月までのうち連続した2日間
- 5 対象 中堅教諭等資質向上研修対象の教諭及び、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、実習教師、寄宿舎指導員
- 6 日程・内容(例) ※ 内容等については学校側が研修先と相談の上、研修計画書を作成します。
7時間45分を超えないよう調整をお願いします。

8:00	8:15	10:30	12:00	13:00	17:00
一 日 目	受 付	開講行事 講話 (研修先の責任者等) オリエンテーション	体 験 研 修	昼 食 ・ 休 憩	体 験 研 修
8:15	12:00	13:00	16:00	16:50	17:00
二 日 目	体 験 研 修	昼 食 ・ 休 憩	体 験 研 修	研修のまとめ 研修先担当者 等との協議	閉 講 行 事

7 受講者の研修中の服務等

- (1) 研修期間中の服務については、地方公務員法等の法令の適用を受けるとともに、貴事業所の定める規定に従います。
- (2) 貴事業所の研修担当者の指揮及び監督に従います。
- (3) 研修中の災害（通勤による災害を含む）等については、地方公務員災害補償法に基づき措置するものとします。
- (4) その他、研修の実施に関し必要な事項については、その都度、貴事業所及び学校長、県教育研修センターとで相談します。

〇〇〇 - 〇〇

令和 年 月 日

〇 〇教育委員会教育長 殿

(県立学校は、教育研修センター所長 殿)

〇 〇学校長

令和6年度中堅教諭等資質向上研修受講の延期について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1	延期を希望する 対象者の学校名 職名・氏名	
2	延期を希望する 理由	

注1 延期申請については、市町村立学校長は市町村教育委員会教育長へ、市町村教育委員会教育長は教育事務所長へ、教育事務所長は県教育研修センター所長へ様式第1号を提出すること。また、県立学校長及び宮崎大学教育学部附属小・中学校長は、直接、教育研修センター所長へ、様式第1号を提出すること。

〇〇〇 - 〇〇
令和 年 月 日

宮崎県教育研修センター所長 殿

[公立小・中・義務教育学校の場合：〇〇教育事務所長]
[県立学校の場合：〇 〇 〇学校長]

令和6年度中堅教諭等資質向上研修に係る選択研修の変更について（届）

このことについて、下記のとおり届けます。

記

1	対象者の学校名 職名・氏名	
2	受講できない研修名 及び実施期間	
3	受講する研修名及び 実施期間	
4	変更する理由	

注1 やむを得ない事情で受講を変更する場合は、市町村立学校長は市町村教育委員会教育長へ、市町村教育委員会教育長は教育事務所長へ事前の相談の上、教育事務所長が作成し県教育研修センター所長へ、様式第2号を提出すること。また、県立学校長及び宮崎大学教育学部附属小・中学校長は、直接、教育研修センター所長へ、様式第2号を提出すること。

様式第3号

〇〇〇 - 〇〇

令和 年 月 日

宮崎県教育研修センター所長 殿

[公立小・中・義務教育学校の場合：〇〇教育事務所長]

[県立学校の場合：〇 〇 〇学校長]

令和6年度中堅教諭等資質向上研修の欠席について（届）

このことについて、下記のとおり届けます。

記

1	欠席者の学校名・職名 氏名	
2	研修名	
3	実施期間	
4	欠席期間	
5	欠席事由	

注1 欠席（遅刻・早退）届については、市町村立学校長は市町村教育委員会教育長へ、市町村教育委員会教育長は教育事務所長へ事前の相談の上、教育事務所長が作成し、県教育研修センター所長へ様式第3号を提出すること。また、県立学校長及び宮崎大学教育学部附属小・中学校長は、直接、教育研修センター所長へ様式第3号を提出すること。

注2 遅刻届又は早退届の場合は、上記様式の「欠席」を「遅刻」又は「早退」に書き換え、時間については、「4 〇〇時間」として記載すること。

注3 欠席事由が、産前・産後休暇、育児休業、その他長期に及ぶ場合は、その期間も付記すること。なお、複数回行われる研修の場合は、欠席する各回の期日を実施期間に連記して提出すれば、その都度、欠席届を提出する必要はない。